

誓 約 書

私について、有田市漁業集落排水設備指定工事店の指定に関する規則第3条第1項第4号に規定された、次の事項に該当する者ではありません。

- (1) 工事業（法人にあっては代表者）が心身の故障によりその業務を適正に行うことができないと認められる場合又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- (2) 工事業（法人にあっては代表者）が第18条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
- (3) 指定工事店が第10条第1項又は第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

上記について、重大な違反事実が判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議がありません。

令和 年 月 日

有 田 市 長 様

住 所

氏 名

㊞

《有田市漁業集落排水設備指定工事店の指定に関する規則》抜粋
(指定の取消し又は一時停止)

第10条 市長は指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 市長は、指定工事店が次の各号の一に該当するときは、指定を取り消し、又は6月を越えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(登録の取消又は一時停止)

第18条 市長は、責任技術者が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消し、又は6月を越えない範囲内において市長が定める期間登録の効力を停止することができる。

(1) 条例又はこの規則等に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めたとき。

(3) 試験の合格取消しがあったとき。